

I. 開放の目的

・「東海村公共施設の有効な利活用のためのアクションプラン」（令和7年3月策定）に基づき、これまで役場の利用が行政手続きに限られていた住民のほか、職員の働きやすさ向上を目指し、役場の新たな有効活用方法を見い出し、新たな魅力創出と、地域活性化の一助、延いては、茨城県による災害時の被災者への物資の供給協定締結を受けての連携強化を目指し、同プランにおいて、効果の高いと提案された「役場にキッチンカー」の誘致に試行的に取り組む。

2. 使用エリア



・1区画あたり「 $5\text{m} \times 3\text{m}$ 」を専用使用できる区画とします。

3. 使用できる日時

・毎週火・木曜日の午前8時30分から午後5時15分までの間とします

ただし、以下の日を除きます。

- (1) 年末年始
- (2) 村が業務で使用する等、村政運営上貸付けが困難な日
- (3) 災害時・緊急時等庁舎及び利用者の安全確保が特に必要な日

4. 使用の流れ

・事務局（一般社団法人 ラフェット・デラーブル）へご連絡ください

5. 使用にあたって

- ・「また利用したい」と思えるよう、出品メニューについては工夫をお願いします。
- ・特に昼食時であることを考慮して、**スピーディーな提供**を心掛けてください。
- ・地域のにぎわいを目指して区画内にのぼり旗を設置するなど、
雰囲気が盛り上がるような工夫をお願いします。
※スピーカー等で大きな音を出す行為はご遠慮ください
- ・役場庁舎内や、周辺住宅地への出張販売はしないでください。
- ・出店に際して不明な点は、総務課と協議し、庁舎管理上、必要な指導・助言等に従ってください。
- ・利用者からクレーム等には適切に対応してください。

6. 禁止事項

以下の行為は禁止とします。

- ・職員の面会を強要すること
- ・銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み又は持ち込もうとすること
- ・建物、立木、工作物その他の施設を破壊、損傷、汚損する又はしようとすること
- ・携帯用拡声器を使用し、放歌高唱したり、その他庁舎等の静穏を害する行為をすること
- ・座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行の妨害となる行為をすること
- ・職員の職務を妨害するもの
- ・金銭、物品等の寄付を強要し、又は押し売りをすること
- ・たき火等火災予防上、危険を伴う行為をする又はしようとすること
- ・秩序の維持庁舎等の適正な管理又は災害の防止に支障ある行為をすること